

石川県公報

平成30年11月20日

第13158号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示	公告
○漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区（区域及び区分）の設定の一部改正 （水産課） 1	○県有財産売払入札公告（管財課） 3
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 （同） 1	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 （農業基盤課） 5
○土地収用法に基づく事業の認定 （監理課） 2	公安委員会
	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 6

告示

石川県告示第491号

漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成16年石川県告示第461号。以下「告示第461号」という。）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第461号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成30年11月20日

石川県知事 谷本正憲

表の珠洲中央加入区の項区分の欄を次のように改める。

- 総トン数10トン未満の漁船を使用して主として底びき網を営む漁業
- 総トン数10トン以上の漁船を使用していかに釣り漁業を営み併せて固定式たらさし網を営む漁業
- 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①及び②に掲げる漁業以外の漁業

石川県告示第492号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成30年11月20日

石川県知事 谷本正憲

輪島加入区

- 発起人の住所及び氏名
輪島市鳳至町下町69番地 旭岡 敏文
輪島市鳳至町下町165番地10 有限会社 巢洋大敷
- 区域
石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区
- 区分
大型定置漁業
- 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成30年11月20日

石川県告示第493号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成30年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

白山市

2 事業の種類

マーブル東明移転改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

白山市徳丸町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、白山市徳丸町地内を起業地とする「マーブル東明移転改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、起業者が運営する放課後児童健全育成事業を行う施設の移転改築事業であり、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である白山市は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、東明小学校区（以下「本件地域」という。）に存する2放課後児童クラブのうちの、「マーブル東明」の移転改築事業である。

本件事業を実施する本件地域は、白山市の北東部に位置し金沢市や野々市市に近く、国道8号線や金沢外環状道路が通る立地の良さから、近隣に大型商業施設等が進出してきている地域であり、白山市の中でも人口が急激に増加している。また宅地開発が進み、多くの若い世代が移り住んできていることから子どもの数も急激に伸びると予測されている。

現在、本件地域では児童数並びに放課後児童クラブへの入所率が急激に伸びており、利用定員を大幅に超える状況になっている。現在のマーブル東明の施設は、通所のため国道8号線を横断する必要があること、中村用水沿いに立地されていること、かつ施設の老朽化及び耐震基準を満たしていないことなどから子どもが放課後を安全に過ごせないため、保護者が安心して働くことに支障が生じている。また、本件事業に隣接する東明ひまわりクラブでは、送迎時に保護者の車の往来が激しく駐車場が不足しているため、保護者の送迎時における子どもたちの安全が確保されていない。

本件事業の完成により、本件地域における子どもが、放課後に安全な場所で安心して過ごすことができる環境が整い、子どもの健全な育成が図られるとともに、白山市が策定している「白山市総合計画」の「子ども・子育て支援事業計画」における、放課後、就労等により保護者のいない家庭の小学生に対して、健全育成を目的に、適切な遊びや生活の場を提供し、子育てしやすい環境づくり等に寄与するものである。さらには、保護者の送迎時における子どもたちの安全確保を期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による、保護のために特別な措置を講ずべき動植物も確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

(ア) 定員に見合う保育スペースと保護者用駐車場が確保できること。

(イ) 継続的な事業が可能であり、小学校からの距離が近く、起業地までの経路の安全性が確保されており、自然災害による被害の恐れが低い立地条件であること。

(ウ) 技術的に施工が可能であり、施設整備費等について経済性を有すること。

以上の条件により候補地として3箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が最も適切と認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本件地域では人口が急激に増加しており、若い世代が移り住んでいることから子どもも増加しており、就労形態の多様化や女性の就業率の上昇などにより保護者が昼間家庭にいない子どもが増えている。また、施設の老朽化及び耐震基準を満たしていない並びに駐車場の不足などにより、放課後及び送迎時における子どもの安全が確保されておらず、子どもの健全な育成を図るとともに、子どもの保護者が安心して子育てができる社会づくりのためには、早期にそのような状況の解消を図る必要性があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

白山市健康福祉部こども子育て課

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所 在 地 番	財産区分	地目	地 積	最低売却価格
1	金沢市錦町六字50番2、上野本町丙34番2	土 地	宅地	2,227.99㎡	84,000,000円
2	金沢市つつじが丘207番2、208番2	土 地	宅地	301.63㎡	2,690,000円

3	七尾市矢田町式四号白土6番36	土 地	宅地	168.86㎡	2,080,000円
4	輪島市新橋通六字17番1	土 地	宅地	164.74㎡	3,560,000円
5	輪島市堀町老五字2番52	土 地	宅地	273.08㎡	1,450,000円
6	鳳珠郡能登町字小木口字15番4	土 地	宅地	162.30㎡	482,000円
7	鳳珠郡能登町字小木口字15番5	土 地	宅地	162.02㎡	566,000円
8	鳳珠郡能登町字小木口字15番9	土 地	宅地	161.35㎡	468,000円

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入 札 日 時	入 札 場 所	開 札
1	平成30年12月17日(月)	午前10時	入札後、 即時開札
2		午前11時30分	
3		午後1時30分	
4	平成30年12月18日(火)	午後1時	
5		午後2時30分	
6	平成30年12月19日(水)	午後1時	
7		午後2時30分	
8		午後4時	

3 現地説明の日時及び場所

物件番号	所在地番(現地説明の場所)	現 地 説 明 日 時	
4	輪島市新橋通六字17番1	平成30年11月27日(火)	午後1時30分

上記以外の各物件については、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

平成30年11月20日(火)から同年12月6日(木)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

平成30年11月21日(水)から同月26日(月)及び同月28日(水)から同年12月7日(金)までの県の休日を除く毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成30年11月20日（火）から同年12月7日（金）までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

名 称	住 所	電話番号
石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1266
中能登土木総合事務所	七尾市本府中町ソ27番9	0767-52-5100
奥能登土木総合事務所	輪島市河井町22部1-1	0768-22-0567
奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所	珠洲市野々江町シの部32番地	0768-82-2165

6 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課資産活用室まで持参し、又は郵送しなければならない。

(2) 受領期限

平成30年12月7日（金）午後5時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格（石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格をいう。）以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成30年11月21日から同年12月20日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	白浜・深見地区	換地計画書の写し	石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課

公安委員会

石川県公安委員会告示第120号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成30年11月20日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2(一方通行)金沢中警察署管内の表21の項を次のように改める。

21	市道本多町2丁目線6号、本多町3丁目線3号	金沢市本多町2丁目1番21号先から 金沢市本多町3丁目227番地先まで	約250 メートル	終日	自動車及び原動機付自転車	本多町2丁目から 本多町3丁目に至る方向
----	-----------------------	--	--------------	----	--------------	-------------------------

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表138の項を次のように改める。

138	市道高岡町線10号	金沢市高岡町15番1号先	長町方向から香林坊方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から9:00まで、17:00から18:30まで(土、日曜日、休日を除く。)及び15:00から18:30まで(土、日曜日、休日に限る。)
-----	-----------	--------------	-----------------	--------------	---

別表第1(信号機の設置場所)金沢中警察署管内の表111の項を次のように改める。

111	削 除
-----	-----